

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金が支給されます

戦後70年にあたり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給します。

○対象者 平成27年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けている方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合、次の順番による先順位のご家族1名

<戦没者等の死亡当時のご遺族で>

(1) 平成27年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等と生計関係を有していなかった方、平成17年4月1日において婚姻により姓が変わっている方、または遺族以外の方と養子縁組をしている方は除きます。

(4) 上記(3)以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

(5) 上記(1)～(4)以外の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

○支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

○請求期限 平成30年4月2日

◆請求受付時に次のものがが必要です。

・印鑑（スタンプ型でないもの）

・戸籍関係請求等のための料金

・前回（第八回特別弔慰金）と請求者が変更になる場合や同順位の方が2名以上いる場合は、同意書

※第八回特別弔慰金国庫債券をお持ちの方は併せて持参してください。

○請求受付日程

【大宮地域】 場所：市役所本庁2階201～203会議室

期 日	時 間	対象地区
7/23(木)	9:00～16:00	大宮（栄町、南町、中富町、抽ヶ台、上町、下町、北町、東富町、姥賀町、高渡町、野中町、田子内町）
		玉川（東野、八田、若林）
7/28(火)	9:00～11:30	大賀（上大賀、岩崎、鷹巣、小祝）
	13:00～16:00	世喜（辰ノ口、塩原、小倉、富岡）
7/29(水)	9:00～11:30	上野（下岩瀬、上岩瀬、根本、泉、宇留野）
	13:00～16:00	村石（下村田、上村田、石沢）塩田（西塩子、北塩子、照田）
7/31(金)	9:00～11:30	大場（小場、小野、三美）
	13:00～16:00	

【山方地域】 場所：山方総合支所1階ロビー

期 日	時 間	対象地区
7/1(水)	9:00～11:30	山方
	13:00～16:00	野上・舟生
7/2(木)	9:00～11:30	西野内・諸沢・北富田
	13:00～16:00	小貫・照山
7/3(金)	9:00～11:30	盛金・久隆・家和楽
	13:00～16:00	照田・長田・長沢

【美和地域】 場所：美和総合支所1階旧出納室

期 日	時 間	対象地区
7/14(火)	9:00～11:30	氷之沢・上檜沢
	13:00～16:00	下檜沢第1・2
7/15(水)	9:00～11:30	小田野・鷺子
	13:00～16:00	高部第1・2

【緒川地域】 場所：緒川総合支所1階旧経済建設課

期 日	時 間	対象地区
7/6(月)	9:00～11:30	上小瀬
	13:00～16:00	那賀・下小瀬小玉・国長
7/8(水)	9:00～11:30	大岩・小舟・油河内
	13:00～16:00	小松・吉丸・入本郷・千田

【御前山地域】 場所：御前山総合支所1階ホール

期 日	時 間	対象地区
7/21(火)	9:00～11:30	伊勢畑（下伊勢畑、上伊勢畑、桧山）
	13:00～16:00	長倉地区（長倉、野田、秋田、中居、金井）
7/22(水)	9:00～11:30	野口地区（野口第1、野口第2、野口第3、野口平、門井）

問 本庁 福祉課社会福祉G ☎52-1111 内線132

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121（代表） 美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111（代表）

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111（代表） 御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111（代表）